一般社団法人埼玉県物産観光協会会長 様

誓 約 書

「彩の国優良ブランド品」の推奨申請にあたり、以下の事項について誤りがないことを確認し、違反が発覚した場合には、彩の国優良ブランド品推奨要綱第８条の規定に基づく認定取消に従うことを誓います。

記

１．商品申請者は、本事業の申請に際して、関係法令、条例、規則等を遵守しなければならないものとし、その適法性および適正性について**第一義的な責任を負う**ものとする。

２．申請した商品の原材料等表示に偽装がないこと。

３．認定を受けるに当たり指摘・注意事項を受けた場合には速やかに改善すること。

４．過去に指摘・注意を受けた事項に関しては改善措置が講じられていること。

５．彩の国優良ブランド品としての信頼を損なうことのないよう誠実に職務を行う

こと。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　住　所

　　　　　　申請者

　　　　　　代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　印